

入札監理小委員会
第586回議事録

総務省官民競争入札等監理委員会事務局

第586回入札監理小委員会議事次第

日 時：令和2年5月27日（水）17：30～19：38

場 所：永田町合同庁舎1階 第1共用会議室

1. 開会

2. 事業評価（案）の審議

- 国立研究開発法人防災科学技術研究所の地震・火山観測網の整備及び維持管理業務(国立研究開発法人防災科学技術研究所)
- 宇宙システム海外展開のための新たな官民連携体制の実装に向けた検討調査(内閣府)
- 若年者地域連携事業（厚生労働省）
- 労働保険加入促進業務（厚生労働省）

3. 閉会

<出席者>

（委員）

尾花主査、浅羽副主査、中川副主査、生島専門委員、川澤専門委員、辻専門委員

国立研究開発法人防災科学技術研究所

（国立研究開発法人防災科学技術研究所の地震・火山観測網の整備及び維持管理業務）

地震津波防災研究部門 青井部門長

地震津波火山ネットワークセンター 土田センター長補佐

総務部契約課 山本課長

総務部契約課 倉谷調査役

内閣府

（宇宙システム海外展開のための新たな官民連携体制の実装に向けた検討調査）

宇宙開発戦略推進事務局 森参事官

宇宙開発戦略推進事務局 池田参事官補佐

宇宙開発戦略推進事務局 萩谷総括係長

厚生労働省

（若年者地域連携事業）

人材開発統括官付若年者・キャリア形成支援担当参事官室 篠崎参事官

人材開発統括官付若年者・キャリア形成支援担当参事官室 平山室長補佐
人材開発統括官付若年者・キャリア形成支援担当参事官室 佐々木係長

(労働保険加入促進業務)

労働基準局労働保険徴収課 森實課長

労働基準局労働保険徴収課 土屋中央労働保険適用指導官

(事務局)

足達参事官、小原参事官、飯村企画官

○尾花主査 それでは、ただいまから第586回入札監理小委員会を開催します。

初めに、「国立研究開発法人防災科学技術研究所の地震・火山観測網の整備及び維持管理業務」の実施状況及び事業評価（案）について審議を行います。

最初に、実施状況について、防災科学技術研究所総務部契約課、山本課長より御説明をお願いいたします。なお、説明は10分程度でお願いします。

○山本課長 それでは、防災科学技術研究所の山本と申します。よろしくお願ひいたします。

早速ではございますが、資料1-1に沿って御説明をさせていただきます。

まず、I、事業の概要でございます。

業務内容でございますが、国立研究開発法人防災科学技術研究所は、「地震に関する基盤的調査観測計画」に基づき基盤的地震観測網を構築・運用し、「地震及び火山噴火予知のための観測研究計画の推進について」に基づき基盤的火山観測網を構築・運用しております。本事業は、研究所が構築・運用している基盤的地震観測網及び基盤的火山観測網の構築・運用の支援業務を行うものでございます。

契約期間は、平成31年4月1日から令和2年3月31日。

受託事業者は、公益財団法人地震予知総合研究振興会でございます。

今回の実施状況の評価期間は、平成31年4月1日から令和2年3月31日になります。

受託事業者決定の経緯でございますが、「地震・火山観測網整備及び維持管理業務」における民間競争入札実施要項に基づき、最低価格落札方式による一般競争入札を実施しました。2者から応札がありまして、平成31年1月30日に開札した結果、予定価格の範囲内である公益財団法人地震予知総合研究振興会を落札者として決定いたしました。

IIで、確保されるべき質の達成状況及び評価でございます。

まず、観測網の安定運用でございますが、研究所が中期目標に掲げる観測網の安定的運用（稼働率は95%以上）という目標を満足するように、維持管理業務のサービスレベルを維持できたかを水準として実施しております。その結果、稼働率は99%を維持しており、目標水準を達成しております。

続きまして、情報管理についてでございます。個人情報、機密情報その他契約履行の際に知り得た情報漏えいが0件であることを水準として実施しております。情報漏えいは0件であり、目標水準を達成しております。

次に、安全管理でございます。安全管理の不備に起因する人員の事故が0件であること

を水準として実施しておりまして、事故は0件であり、目標水準を達成しております。

続きまして、実施経費の状況及び評価についてでございます。実施経費の状況は、市場化テスト前である平成29年4月1日から平成30年3月31日までの期間については、契約額が4億3,700万円、決算額が4億3,921万5,401円。今回対象の平成31年度事業、平成31年4月1日から令和2年3月31日までの期間については、契約額が4億3,660万円、決算額が4億3,985万2,782円でございます。実施経費の内訳については記載のとおりでございます。

実施状況の評価についてでございますが、市場化テスト前の平成29年度と市場化テスト2期目の平成31年度を比較いたしますと、契約額で40万円の減、決算額では別途実費請求となる旅費や外勤が加わりまして、60万円の増となっております。一方で、国土交通省が公表している公共工事設計労務単価は、平成29年度と平成31年度を比較すると平均6.9%の上昇が見られておりますが、実施経費の増額がほとんど認められないことを考慮いたしますと、実質的に経費削減はされているとさせていただいております。

続きまして、民間事業者からの改善提案による改善実施事項等についてでございますが、令和元年東日本台風により、日本海溝海底地震津波観測網の宮古陸上局の背後斜面で土砂崩れが発生いたしまして、陸上局敷地外周フェンスが一部損壊と敷地内に土砂が流入するという被害に見舞われました。陸上局舎を施工した東京の業者に復旧工事の見積りを依頼したところ、見積書は徴収できましたが、金額が高額であり、また、即座の対応ができないという回答を得まして、以前、H i n e tのほうの施設工事の実績のある地元の施工会社に復旧工事に関する見積りと工事工程の検討を依頼しました。そうすると、復旧工事の進め方を柔軟に検討できるとの提案を受けまして、復旧工事を柔軟に進めることができると判断して採用いたしました。

その結果、見積り金額が約半額、工事工程も2か月短縮されたものであり、復旧工事は、この結果を踏まえて次年度に実施することができました。

それと、各観測網の観測施設外観管理について、地元のシルバー人材センターを活用することにより経費削減を図っております。外観管理作業においては、作業後の状況及び観測施設状況を確認するため写真撮影を依頼しておるところですが、作業実施者は高齢者のためデジタルカメラの扱いができないため、フィルムカメラによる撮影を行ってまいりましたが、フィルムカメラによる撮影であると撮影状況の確認が現像後になるということで、適切に撮影がされていない場合に手戻りがあったりとか、電子データとして管理できない

という課題が残ってしまいました。その課題を解消するために、高齢者がデジタルカメラを使用して作業が可能となるように、使用するカメラの機種に即した平易な取扱説明書を作成して、必要に応じて現地作業員への現地説明を行うという提案を受けまして、施設管理の品質向上対応として適切と判断し採用いたしました。

続きまして、競争改善のための取組でございます。資料1-2の①に記載しておりますけれども、入札公告期間と入札説明会から資料提出期間を通常より長く確保しております。それと、業務の引継ぎ期間についても1か月以上確保いたしました。また、事前審査項目の要件緩和や、実施要綱に業務フロー図、過去の作業量の実績、過去の従事人数などを記載いたすようにいたしました。また、資料1-2の②に記載しております実施状況のさらなる改善が困難な事情につきましては、複数年契約をした場合の経費変化の分析や、業務——こちらで言っているシステム管理と施設の維持管理とデータ管理についての分割、地震・火山・津波の観測網での分割について検討いたしましたが、いずれも、業務の特殊性として地震・火山の観測データを安定的に取得する事業のため、高度な知識と経験・ノウハウを有する人員体制が必要であることや、観測機器・観測データ・通信機器等の多岐にわたる分野について一括した業務として実施する必要がございまして、分割することができないと結論づけさせていただいております。

続きまして、資料1-1に戻りまして、総合評価についてでございます。資料のⅡに記載のとおり、本事業実施に当たり確保されるべきサービスの質として設定された要求水準は満たしております。履行状況についても、入札実施要項に示す実施基準を満たしております。一方、実施経費についても、仕様項目が増えている中において契約額が平成29年度より減額になっていることから、削減効果が見られていると考えております。また、本事業を市場化テスト終了プロセスの終了基準に照らし合わせますと、事業実施期間中に受託民間事業者が業務改善指示等を受けたり、業務に係る法令違反行為等はございませんでした。研究所においては、既に契約監視委員会が設置されており、本業務に係る契約についても監視の対象とされているため、今後も引き続き外部有識者等のチェックを受ける仕組みが確保できてございます。今回の入札は2者応札でありましたが、入札価格に大幅な差異がございました。④として、対象公共サービスの確保されるべき質に係る目標は全て達成してございます。従来経費と契約金額との比較による経費の削減については、観測業務等の追加項目がある場合は契約額が増額しておりますが、追加業務等がない場合でも、労務単価の上昇している中、契約額の増額が認められないことから、実質的な経費削減が

されていると考えております。

最後に、今後の方針についてでございますが、本事業の市場化テスト導入は今期が2期目でございますが、事業全体を通じた実施状況は先ほど総合評価で述べさせていただいたとおりでございます。競争性に課題は残っておりますが、市場化テストの実施だけでは実施状況のさらなる改善が見込めない複数の事業があるため、「市場化テスト終了プロセス及び新プロセス運用に関する方針」のⅡの1(2)の基準に照らし、現在実施中の事業をもって市場化テストを終了させていただきたいと考えております。なお、市場化テスト終了後も、これまで官民競争入札等監理委員会における審議を通じて厳しくチェックしていただきました公共サービスの質、実施機関、入札参加資格、入札手続及び情報開示に関する事項等を踏まえた上で、引き続き、法の趣旨に基づき、防災科学技術研究所自ら公共サービスの質の維持向上及びコスト削減等を図る努力をしまいたいと考えております。

説明は以上でございます。

○尾花主査 ありがとうございます。

続きまして、同事業の評価(案)について総務省より説明をお願いします。なお、説明は5分程度をお願いします。

○事務局 それでは、評価(案)につきまして、資料A-1に基づき御説明させていただきます。

まず、Ⅰ、事業の概要等ですが、こちらは実施府省より説明がございましたので、詳細は割愛させていただきます。

次に、Ⅱ、評価について。評価の結論といたしましては、市場化テストを終了することが適当と考えます。

検討の内容について申し上げます。

2ページの(2)対象公共サービスの実施内容に関する評価ですが、確保されるべき質の達成状況につきましては、目標水準を達成したと判断できます。民間事業者からの改善提案につきましても、2点ございまして、経費削減や施設管理の品質向上に貢献したものと評価できます。

また、2ページ目の下、実施経費につきまして、従来の決算額と比較すると0.1%の増加となっておりますが、人件費の上昇率を考慮すると実質的には経費が削減されていると評価しております。

3ページ目、(4)競争性改善のための取組ですが、入札スケジュールの見直しや過去の

実績、マニュアル、システムの基本概要図などの情報開示、入札参加資格要件の緩和など、小委員会で御指摘いただきました点や事業者へのヒアリング結果を受けて対応しております。

続きまして、(5) 業務の特殊性を御覧ください。競争性改善の取組にもかかわらず本事業において競争性を確保できない理由の分析ですが、まず挙げられますのが、業務の専門性が高いという点でございます。業務内容が多岐にわたる分野で構成されており、それぞれに高度な専門知識、経験・ノウハウが必要とされること、さらに、これらの業務は一括した業務実施が必要であるところ、それを実施できる企業が非常に限られていることが挙げられます。

4 ページ目、(イ) 競争性改善のための検討についてですが、小委員会での御指摘を踏まえ、①複数年契約した場合の経費変化の分析、②システム管理・施設の維持管理・データ管理の業務の分割について、③地震・火山・津波の観測網の分割について分析・検討いたしました結果、複数年契約は適さないこと、業務の分割を行うことはできないこと、観測網の種類による分割を行うことはできないことの結論に至りました。

5 ページ目に参りまして、(ウ) 応札額による競争性の分析についてです。入札において、複数の応札ではございましたが、落札者ともう 1 者の入札価格に大きな差がございました。その理由については、公益財団法人と民間企業との人件費単価、間接経費の率の違い等の理由が考えられますが、応札他者の経費は公的資料と同等となっており、民間企業として平均的な金額であると言えます。よって、公益財団法人と民間事業者とで経費面で競争性を確保することが困難であると考えます。

続きまして、(6) 評価のまとめでございます。確保されるべき質につきましては、全て目標を達成しており、また、民間事業者の改善提案につきましても、業務の質の向上に貢献したものと評価できます。実施経費につきましても、実質的には経費削減効果が認められたと評価できます。一方で、複数応札ではあったものの入札価格に乖離が見られることから、競争性を確保できたとは言い難く、課題が認められます。この点、(4) 競争性改善のための取組のとおり取組を実施したものの、(5) 業務の特殊性等記載のとおり、市場化テストの実施だけでは実施状況のさらなる改善が見込めないものと考えます。

最後に 6 ページ目、(7) 今後の方針ですが、「市場化テスト終了プロセス及び新プロセス運用に関する指針」Ⅱ. 1. (2) の基準を満たしているものとして、現在実施中の事業をもって市場化テストを終了することとしたいと考えております。

事務局からの説明は以上です。

○尾花主査 ありがとうございます。

それでは、ただいま御説明いただきました事業の実施状況及び事業の評価（案）について、御質問、御意見のある委員は御発言願います。浅羽委員、お願いします。

○浅羽副主査 浅羽でございます。御説明いただきましてどうもありがとうございました。

私からは、御説明いただきました資料の1-2の2ページ目、②実施状況のさらなる改善が困難な事情の分析の3、特殊要因、これについて1点御質問させていただきたいと思っております。

本事業は、御説明いただきましたとおり、かなり地理的にも内容的にも幅広い事業で、しかも、一方で分割等は結構困難であるということをお説明いただいたところでございます。さらなる改善が困難であり、分割等困難だということはある程度分かったのですが、その特殊要因のところ、業務の専門性というところにくくられているという点に若干の違和感を覚えました。確かに、一部に専門的な知識や経験・ノウハウが必要な部分が含まれるということは理解できます。しかしながら、業務の特殊性を専門性としてくるには、例えば、民間事業者の改善提案の中で、デジカメを使用していなかった方々へ委託が可能であるものが含まれているとか、専門性というところで業務の特殊性をくくられてしまいますと、本当にそうなのか、そうでない部分が結構あるのではないかというような疑問が出てまいりました。その点につきまして御意見をいただければと思います。

以上です。

○山本課長 山本のほうから回答させていただきます。

御質問がありました業務の専門性についてでございますが、先ほど1-1のところの説明をさせていただいたデジカメの話というのは、改善できた事項として提案をさせていただいたところでございます。資料1-2の②の業務の特殊性として挙げさせていただいておるのは、この事業自体の本質といいますか、そこにある業務の専門性について記載させていただいているものでございます。

以上です。

○浅羽副主査 よろしいでしょうか。

○尾花主査 浅羽委員、どうぞ。

○浅羽副主査 おっしゃることは、確かに専門的な部分があるというのは本当に分かりません。全体として、本当にこれは特殊であるということは理解できたのですけれども、非常

に専門的で、もうこれ以上、切りようがないという意味での専門性のあるものなのかというところが疑問に思ったところです。これらを分割できずに総合的にやるのはかなり困難であるというところはすごくよく分かったのですけれども、その理由が、全体として専門的だからというふうに本当に言い切れるものなのだろうかというのが私の疑問、質問の根底にあるものでございました。それがでも、やっぱり専門的なのだとおっしゃられるのであれば、分かりましたということになるのですけれども、いま一度、いかがでしょうか。

○青井部門長 こちらの観測網の担当をしております地震津波火山ネットワークセンターの青井と申します。よろしく願いいたします。私のほうから少し補足をさせていただきます。

今、山本のほうからもお話ししたように、このカメラに関するくだりは、ある意味、具体的で分かりやすいので例示として出させていただいているもので、かつ、ここはある意味解決できた部分です。ですけれども、やはり地震の観測というのは、例えば地震計のことも分からなければいけないですし、あるいはそのデータがこちらにやってくるためのネットワークのこと、あるいはこの処理をしているサーバー、あるいはそれを蓄積しているデータベース、様々な専門的なものがあって、そういうものの組合せをなかなか分散するのが難しい。観測網ごとにも連携が多いですし、作業としても連携が多いので、分割がしにくいということで、様々な専門性があって、その部分をなかなか1つの者で受けていただくというところはそれほどたくさんあるわけではないという意味で、専門性という言葉でくくらせていただいているということでございます。

○尾花主査 川澤委員、お願いします。

○川澤専門委員 御説明ありがとうございました。

資料の1-1の2ページの部分に実施経費の内訳を書き添えていて、そこで値引きという欄があるかと思えます。この値引きが、決算金額もしくは契約金額4億円ぐらいのうちの20%ぐらい、7,000万とか6,000万ぐらいを占めていて、この値引きというのはどういうことについての値引きなのか。そもそも値引きというと端数処理とかかと思っていたら、そういう金額ではないので、その辺りというのはいかがでしょうか。

○山本課長 山本のほうから回答させていただきます。

値引きでございますけれども、これは、まず、事業者が必要となる経費について、人件費であるとか管理費であるとか事業費というものをざっと積み上げていって積算したものに対して、実際に今回の事業を受注するために札を入れる額をそのままの額にしないで、

向こうが落としてきた金額ということになります。このため、どこで値引きがされているかというのはこちらではちょっと判断ができない部分ではあるのですが、向こうがまず積み上げた金額と実際に札を入れた額との差額ということになります。

○川澤専門委員 そうすると、この実施経費の内訳という人件費であったり、管理経費というのは、見積り時というか、入札前のある意味見積り、相見積りの金額を書いているんですけど、それに契約額というのが入札金額ということですか。

○倉谷調査役 防災科学技術研究所契約課の倉谷と申します。よろしくお願いたします。

この金額は、先ほど申したのを補足しますけれども、入札の結果の後に入札内訳書というものを頂戴していただいて、落札額が例えばここに書いてある契約金額の4億3,700万円だったとした場合に、その入札内訳でどの経費がどういう項目で幾らなのかという内訳をもらっています。その内訳の中でそれぞれ、人件費、事業費が幾ら、管理費が幾らすという内訳の中で、本来かかる経費は、単純に通常価格をやるとこの内訳になるのですが、今回、我々の業務を受注する際にこの三角である値引き分を値引きした金額で落札させていただきますという意思表示がここに表れているということです。

○川澤専門委員 今回、民間企業の応札もあったけれども、かなり落札者との金額の乖離があって、恐らく今後、そういった民間企業と公益財団法人の入札価格の分析であったり、人件費の総額、単価だけの問題なのか工数の問題なのかというところのそういった分析は非常に重要なのだと思うのです。そういった一括値引きみたいなことになってしまうと、分析がしにくい可能性はあると思います。それは民間企業の側の問題かもしれないんですけど、ここは、その書きぶり、もしくは今後なのかもしれないですけど、値引きというのが、例えば人件費の部分が実はこの工数だけではなくて圧倒的に効率化できるであるとか、値引きの要因みたいなものはきちんと把握をしていただいたほうが説明としても分かりやすいと思います。説明責任という意味でも分かりやすいと思いますし、ぜひやっていただきたいと思います。これはお願いです。

あともう1点、民間事業者にいろいろヒアリングをしていただいているかと思うのですが、意見の中で、システム等のマニュアルが整備されていないといったような意見も何点も見られて、それについては、幾つか資料1-2の自己チェック資料でも改善していただいている業務のフロー図とか過去の資料のマニュアルの閲覧みたいな、そこで対応されたという理解でよろしいのでしょうか。

○倉谷調査役 防災研究所、倉谷です。

今の第1点目のお願いのところにつきましては、御指摘いただいた内容で業者とお話しさせていただいて、対応していける部分はしていきたいと思っております。

2点目の部分に関しましては、御指摘のとおりになります。

○川澤専門委員 ありがとうございます。

○尾花主査 生島委員、お願いします。

○生島専門委員 御説明ありがとうございました。教えていただきたいのですが、資料1-2の自己チェック資料のところで、3ページ目の(ウ)の応札者の入札価格の開きについての分析のところで、公益財団法人ということで人件費単価なども低いので、民間企業との競争が難しいというような御説明だったのですけれども、基本的にやはり市場化テストでは大体どちらも、公益財団法人であったり特殊法人であったりとか一般的な民間企業でないところが入札しているところに民間企業が参加してという、そして新規に参入されるということが前提になっているかと思えます。実際に財団法人から民間に替わるということがあるということが想定された仕組みだと思うのですが、こちらの財団法人というのは、ほかの財団法人と比べて何か特殊に違いがあるので、民間企業ではとてもかなわないようなものがあるということなのではないでしょうか。財団法人だから民間企業では競争ができないというふうに言われてしまうと非常に違和感があるなと思ったことが1点ございます。

続けてもう1点お伺いしたかったのが、資料のA-4の自己チェック資料の部分なのですが、2ページ目のJ社のヒアリングの結果のところ、こちらは1点だけ考慮してもらえれば参加が可能というような御回答があったかと思えます。やっぱりこれだけ特殊性がある、難しいのだというようなお話がある中で、ここまで参加可能な要件というのを絞ってこられている業者がいらっしゃるのであれば、それに対して何か柔軟な対応というのはいかないのかなと思いました。例えば統括責任者の方が地震及び火山に対する広範な研究能力を有することが要件となっていますが、代替措置として、例えば社内の方ではなくても外部の方とコンサルティング的な契約をして代行することが可能であるとか、何か解決策を出せば実は新規参入ができないわけではないのではないかなというのが、このヒアリングの、J社以外でも、読んで非常に感じました。その辺りはいかがでしょうか。

○青井部門長 青井のほうから回答差し上げたいと思います。

○尾花主査 はい、お願いいたします。

○青井部門長 この地震の観測というのはやはりそれほど一般的なものではございませんので、市場として何者も何十者も生きていけるようなサイズの市場がないということは事

実でございます。そういう意味では、もともとそれほど大きくない市場の中で少数の候補が仕事をしてくださっているという事情があるのかなと思います。

それと2点目のほうですけれども、個別ヒアリングをさせていただいたのは2017年の8月でありまして、さらに1年前にこのような御意見をいただきまして、今回御議論いただいております昨年度の事業につきましては、この入札に先立って、統括責任者などが必ずしも入札の段階で社員でなくても、これを受けていただいた後に何らかの形で、例えば社外であってもオーケーですということをお伝えしているところがございます。その意味で、こういうヒアリングのリクエストですかね、結果につきまして反映をさせていただいて、契約をできるだけ門戸を開くという方向でやらせていただいているという事情もございます。

○生島専門委員 ありがとうございます。少し理解できなかつたのですけれども、このJ社からの要望がありました点は改善されているのだけれども、その後、J社は、この点が改善されてもやはり応札には至らなかったということなののでしょうか。

○青井部門長 はい、そうですね。これ、2年間やっていただいています、1年目のときのヒアリングで、今、それは改善を我々としてはしたのですけれども、結果として応札していただくには至らなかったということで、少なくともこの点に関してはヒアリングの結果は改善をされていると認識しています。

○生島専門委員 その後は、具体的にはどのような事情で応札されなかったのかは、追ってヒアリングはなされたのでしょうか。

○山本課長 山本ですけれども、この後については、特段、ヒアリングという形はとっておりません。

○生島専門委員 なるほど。ぱっと、全体のまとめのところの御説明を聞くと、非常に業務に特殊性があつて競争性の確保が難しい、市場化テストで競争性の確保は難しいというような結論がすごく印象が強かったので、その点にどうしても違和感がございまして御質問させていただいているところです。ここまでやる気がある業者がいらしているのであれば、やはりまだまだ追っかけて、それに対して追加でヒアリングをするということは、競争性改善の努力の余地としてできたのではないかなと思います。その意味で、やれることを全てやったのだけれども、競争性が改善できない特殊な業務であるとまで言うてしまうには、もうちょっとできることはあるのではないかなと思いました。また、特殊業務ということで市場が小さいということではございますけれども、その割にはというか、結構な

複数の会社が少なくとも説明会にいらっしゃっているので、決してその他の、各省庁の業務というのはどれも特殊性が高いものだと思うのですが、こちらの業務がその他の各省庁の業務と比べて特段にどうしてもここだけが、例えば核とか宇宙とかいろんなことがある中で、どうしてもここだけが特殊に際立って特殊性が高いとまで言えるとは個人的にどうしても思えなかったので、その点はもう少し考慮をされた書きぶりというか、あともう一步突っ込んだ競争性改善の対策ができればありがたいかなと思いました。よろしくお願ひいたします。

○山本課長 山本のほうからちょっと補足というか、させていただきたいのですが、資料A-4の自己チェック資料のヒアリングでございますけれども、このヒアリングは平成29年度の市場化テスト導入前の事業の契約が済んだ後、市場化テスト導入という御連絡というか、市場化テストが導入されるということで、入札等に参加はさせていただいてなかったのですが、防災科学技術研究所のほうと取引のある業者に、こういった事業のものについての入札というのはどうなのかというのを教えてほしいということでヒアリングをさせていただいたものの結果でございます。ですので、入札の仕様書を取りに来ていただいたとか、説明会に参加をしていただいたという業者ではないところでございます。ただ、ヒアリングの結果につきましては、先ほど青井のほうからも御説明しましたとおり、31年度の事業を実施するのに当たりまして仕様のほうには反映をさせていただいておるところもありますので、今後やる際には、またこういったところにもお声がけをさせていただいて、説明会に来ていただくとか、仕様書を取りに来ていただくとかいうことは引き続きやっていきたいと思っております。

以上です。

○尾花主査 辻委員、お願いします。

○辻専門委員 辻でございます。

資料の1-1でございます。その2ページ目、表の一番下の7、別途請求分でございます。こちら、拝見すると、仕様書第1章10. 別途請求と書いてございます。ちょっと細かいですけど、これ、具体的には例えばどのようなものが請求されているのでしょうか。

○山本課長 山本のほうから回答させていただきます。

これは、事業実施に当たってかかりました旅費であるとか外勤費とかの実費請求分でございます。

○辻専門委員 分かりました。ありがとうございます。

○尾花主査 それでは、「国立研究開発法人防災科学技術研究所の地震・火山観測網の整備及び維持管理業務」の事業の評価(案)等に関する審議はこれまでとさせていただきます。

事務局から何か確認すべき事項はありますか。

○事務局 ございません。

○尾花主査 それでは、事務局におかれましては、本日の審議を踏まえ、事業を終了する方向で監理委員会に報告するようお願いいたします。

どうもありがとうございました。

(防災科学技術研究所退室)

(内閣府入室)

○尾花主査 続きまして、「宇宙システム海外展開のための新たな官民連携体制の実装に向けた検討調査」の実施状況について、内閣府宇宙開発戦略推進事務局、森参事官より御説明をお願いしたいと思います。なお、説明は10分程度でお願いします。

○森参事官 森と申します。よろしく申し上げます。

資料については、資料2と資料B-2とB-3です。まず、事業概要については、資料B-2で御説明申し上げます。

まず、背景でございますけれども、宇宙の分野での海外展開、特に宇宙新興国への支援については、これまでJAXAであったり大学であったり、あるいは政府機関同士の間であったり、様々なルートで取り組んではいたのですが、やはりそれぞれの連携というものが課題でございました。また、やはり息の長い事業になりますので、特に新興国にあっては、人材育成から相手国の宇宙事業の進捗に合わせてこちら側からの提供するものを変えていくという、機敏なといいますか、適時適切な対応が求められる分野でございます。

その中で課題としては、それぞれの国に常設の出先機関があればそれが一番望ましいのですが、やはり費用対効果という面ではなかなか難しいところがあり、この平成29年の5月の宇宙産業ビジョンにおいては、特定の方をプロジェクトマネージャーとして指名をして、その人が非常に継続的に相手国の政府であったり大学であったり宇宙機関と人脈をつくりまして、先方のニーズを拾い上げていくということが求められました。平成30年から内閣府ではプロジェクトマネージャーを3名指名をいたしまして、彼らと密接に連携を取り、対象国のニーズですとか宇宙事業の進捗状況に合わせた日本からの提案というものを、また、国内にあっては、企業であったり大学であったり、そういったこちら側の

当事者というものの連携を取りまして、日本側から何が提供できるかというものをその都度いろいろ提案をしていただきました。

今回御説明申し上げます「宇宙システム海外展開のための新たな官民連携体制の実装に向けた検討調査」の概要でございますけれども、平成30年の事業といたしまして、まず、ウェブのプラットフォームというものの立ち上げを行いました。プロジェクトマネージャーが継続的に相手国とやり取りをするというのに加えまして、先方と我々とのコネクションを継続的に維持できるようなプラットフォームをつくりたいということで、平成30年度事業として、例えば日本への留学経験者ですとか日本での企業研修を受けた方が本国に帰ってからも日本との関係を維持してもらえるように、特に人的なネットワークをウェブ上で維持できるようなプラットフォームというものを立ち上げました。

これは単年度の事業でございますので、これから御説明申し上げます令和元年の事業は、同じこのプラットフォームを利用するのですけれども、予算上はそれぞれ単年度事業ということで、別目的の事業として進めております。令和元年におきましては、このウェブプラットフォームを利用しながら、その上に新たなコンテンツを載っけようということで取り組んでおります。

具体的には、資料B-2の右下になりますけれども、大学の先生にいろいろ御協力をいただきまして、ウェブ上で人材育成ツール、いわゆる教育コンテンツを載っけまして、この先生方が実際に新興国に出向いて当該国の若者を教育したり、いろいろなプロジェクトを支援するときのツールとして使ったり、あるいは、帰った後からもウェブを使って継続的に勉強ができるようなツールをこの上に載っけております。

資料1に移らせていただきますけれども、こういった事業につきまして、申し上げましたように令和元年の単年度事業として行っております。

受託事業者については、この1の(3)でございますように、有人宇宙システム株式会社と、それから株式会社メディアアトリエのコンソーシアムということで応札いただきまして、こちらが落札をしております。

契約金額が2,290万。

2者から応札をいただきましたので、競争が働いたかなと思っております。

2のほうに確保されるべきサービスの質と達成状況と評価ということでお書きしております。これは、先ほど申し上げたように、宇宙先進国の宇宙事業の支援というプラットフォームになりますので、相手国のニーズを拾いながらこのプラットフォームを立ち上げて

いくわけなのですけれども、相手国の事情に合わせて動く必要がありますので、予定スケジュールには多少変更ございましたけれども、年間計画については支障なく行えたと考えております。また、この落札した事業者がほかにも幾つか類似の海外事業について行っておりますが、そちらのほうと合わせて海外とのやり取り、海外出張等を行うなどの工夫によって経費節減を図っております。また、検討会メンバーと調整をいたしまして、この検討会に参加する企業等から、彼らが今やっていること、これからできることと、もっとうまく調和をさせながら事業を進めてきたところでございます。

評価のまとめになりますけれども、目標については達成しているというふうに評価をしております。

本件については、終了プロセスに入りたいと考えております。なお、令和2年度以降はビジネススペースの実装を考えております。したがって、令和元年度の単年度事業としてはこれをもって終了いたします。

以上が事業概要と評価についての御説明でございます。

○尾花主査 ありがとうございます。

続きまして、同事業の評価（案）について総務省より説明をお願いします。なお、説明は5分程度をお願いします。

○事務局 事務局より、内閣府宇宙開発戦略推進事務局の「宇宙システム海外展開のための新たな官民連携体制の実装に向けた検討調査」の評価（案）について御説明いたします。

資料B-1を御覧いただけますでしょうか。本事業は、内閣府が実施いたします業務の市場化テスト第1期でございます。

事業の概要等につきましては、先ほど内閣府より説明がございましたので、割愛させていただきます。

IIの評価についてでございます。

本事業の評価については、終了プロセスに移行することが適当であると考えております。

具体的には、内閣府宇宙開発戦略推進事務局から提出されました平成31年4月1日から令和2年3月31日までの1年間の実施状況についての報告に基づき、サービスの質の確保、実施経費及びその前提としての競争性等の観点から評価を行いました。

確保されるべきサービスの質につきましては、資料B-1、2ページに記載しておりますとおり、作業スケジュール、支払い方法の工夫、検討会のメンバーとの調整の全ての項目におきまして、実施要項において求めるサービスの質は確保されてございます。受託事

業者からの改善提案はございませんでしたが、試験的実装の評価に当たり、仕様のない本邦企業のヒアリングを行い、学会会中心に実施した本事業の評価に客観的視点を導入するとともに、令和2年度以降のビジネスベースでの実装に向けた国内関係者の合意形成が図られております。実施経費の前に、選定の際の課題に対する改善についてでございますが、競争参加資格を緩和、また、共同事業体の入札参加を認めるなど、さらには、評価項目の見直しに加えて、市場価格調査の期間の長期化や委託事業の範囲の細分化を行うなどした結果、複数応札するに至り、2者でございますが、競争性の確保の課題については改善されたものと考えます。

次に、実施経費ですが、市場化テスト実施前後で、先ほど内閣府から説明がございましたとおり、事業の内容や規模が大きく異なるため、比較による評価は困難であると考えます。しかしながら、市場化テストの実施により競争性が確保され、市場化テスト前とは異なる事業者が落札者となったことなどから、実施経費が、内閣府において市場価格調査などに基づき積算した額に比して3割程度減となった一因であると類推できます。このことは、市場化テストの実施が経費削減に一定の効果があったものと評価できると考えております。

評価のまとめと今後についてですが、確保されるべきサービスの質、実施経費の削減効果、競争性の確保については、今御説明いたしましたとおり、良好であったと考えております。また、本事業の実施期間中に受託事業者への業務改善指示等の措置はなく、法令違反行為等もございませんでした。また、内閣府に設置されております外部有識者等で構成された委員会においてもチェックを受け、良好との評価を得ております。

以上のことから、「市場化テスト終了プロセス及び新プロセス運用に関する指針」Ⅱの1の(1)の基準を満たしているということで、本事業をもって市場化テストを終了することが適当であると考えます。

なお、本事業は、継続ではございませんが、他の事業におきまして、内閣府が自ら公共サービスの質の維持向上及びコストの削減を図っていくことを求めたいと考えております。

事務局からは以上でございます。

○尾花主査 ありがとうございます。

それでは、ただいま御説明いただきました本事業の実施状況及び事業の評価(案)について、御質問、御意見のある委員は御発言願います。川澤委員、お願いします。

○川澤専門委員 御説明ありがとうございます。

御説明いただいた資料2の6の一番最後の部分で、「本事業は単年度事業で後続事業がなく終了します」と書いていただいているかと思います。先ほどの事業概要で御説明いただいたように、平成30年度、令和元年度といったように単年度事業だけれども、ある意味、発展的な事業を実施されていたかと思うのですが、そういった発展的な事業もなく、この事業に関しては令和2年度以降は事業としてはなくて、こういう人材育成ツールを民間事業者が販売するという形で発展的に実施されるので、継続事業はないという理解でしょうか。

○森参事官 御質問ありがとうございます。おっしゃるとおり、立ち上げましたウェブサイト、こういった検討調査ということでの政府の予算を使った事業としては終了するわけですけれども、立ち上がったウェブですとか、上に載っけましたコンテンツにつきましては、大学の先生ですとか受託している民間企業が中心となって、今後、活用されていくと意味ではビジネス化されていくということで、それを期待しております。

○川澤専門委員 分かりました。ありがとうございます。

あともう1点だけ。2の(5)の部分で、民間事業者からの改善提案が「特になかった」と書いていただいているのですが、一方で、(1)から(4)を拝見しますと、海外出張の経費削減であるとか、ビジネスベースでの実装に向けた有志の実行委員会を組織といった、これはある意味、民間事業者からの改善提案に含まれるものなのかなと思ったのですが、その辺りはいかがでしょうか。

○森参事官 受託した民間企業とは、密接に事業の進め方についてやり取りしているのですけれども、いろいろな業務効率について我々からの提案をして進めているところが多いものでございまして、そういう意味では民間事業者からの改善提案というところは特になかったと記載しております。

あと、検討委員会と、先生方からいろいろ御意見をいただいて、それをベースに、次、「何をやっていこうか」、「いつ何をするのが適切か」というやり取りをやっておりましたので、どちらかというところ、そちらのほうエンジンとなって動いてきた事業になっております。

○川澤専門委員 分かりました。ありがとうございます。それであれば、「特になかった」ということが正しいのかなと思いましたので、ありがとうございます。

○尾花主査 それでは、「宇宙システム海外展開のための新たな官民連携体制の実装に向けた検討調査」の事業評価(案)等に関する審議はこれまでとさせていただきます。

事務局から何か確認すべき事項はありますか。

○事務局 特段ございません。

○尾花主査 それでは、本日の審議を踏まえ、事業を終了する方向で監理委員会に報告することといたします。

本日はありがとうございました。

(内閣府退室)

(厚生労働省①入室)

○尾花主査 続きまして、「若年者地域連携事業」の実施状況及び事業の評価(案)について審議を行います。

最初に、実施状況について厚生労働省人材開発統括官付若年者・キャリア形成支援担当参事官室、篠崎参事官より御説明をお願いしたいと思います。なお、説明は10分程度でお願いします。

○篠崎参事官 厚生労働省でございます。よろしく申し上げます。

「若年者地域連携事業」、事業の概要でございます。資料3の1ページ、目的のところに書いてございますが、若年者の支援、就職支援、職業紹介そのものではなくて、都道府県なんかも取組をしておりますが、就職する前に相談したりセミナーを受けたりとか、若者特有の問題に対処するために、都道府県単位で都道府県の強み・特色を生かした若年者雇用対策を推進するというものでございます。

事業の内容としては、(2)以下に書いてございますが、端的に言いますと、地域の実情にに応じてということで、①から⑤まで書いてございますが、人材確保のためのセミナーとか、特にUIJターンで言えば、雇用対策だけじゃなくて、住居の問題とかそういったことについて自治体の観点からかなりできるようにということで、厚生労働省として後押しするような施策でございます。

それから、2ページ目を御覧ください。受託者の状況でございます。すみません、大変恐縮なんですけど、(3)の表について、一部誤りがありまして、北海道が、青森と同じキャリアバンクとなります。訂正させていただきます。ここにありますように、1者応札になっているのは青森、東京、7地域のうちの5地域については複数入札があったというような状況でございます。

それから3ページ、駆け足でございますが、質の確保につきましては、アンケート調査等におきましていずれも目標の80%ということを上回るような形でできていると考えて

おります。

5 ページ、経費の削減効果のところでございます。(2) の下のところ、経費の削減効果ということで、率で見させていただきますと、トータルでもマイナス10.3%ということでございますし、それぞれ1から7までございますように、北海道のマイナス7.2%から他地域のマイナス13%台などなど、平均で約1割というような削減にはなっているという状況でございます。

それから、6 ページ以降でございます。競争性改善の取組については、それぞれ説明はいたしません、御指導も踏まえましていろいろな工夫をしてきたところでございます。

各論は飛ばしまして、7 ページの分析のところ。いろいろ御指導いただいたり、工夫等々もしてきました中でも、7 ページの(2) 分析、1 者応札が継続している部分でございます。7 地域のうちの2 地域ということでございますが、東京と青森がまだ1 者応札であったというところでございます。ここに書いてございますように、青森においては、参入を検討したのですが、他の地域の応募を優先したとか、全く関心がないということではなくてということでございますし、東京についても、他地域とてんびんをかけて他の地域への入札のほうを優先したというようなことを聞いていますので、東京に関心を向けなかったということではないのかなと。ただ、結果としては7 地域のうちの2 地域については1 者応札になったと考えております。

1 者応札解消のための検討につきましては、引き続き、これまでの取組や、さらに見直せないかということをやっていく必要があるのかなと思っております。

8 ページ以降、全体的な評価の部分でございます。ちょっと重複する部分もございますが、全体的な評価ということで、厚生労働省の考え方を申し上げます。

②のところ、外部有識者の評価ということで、厚生労働省独自にも、これ、財源が雇用保険ですので、そういったところで事業主の意見をいただくような仕組みもございます。

それから、入札状況につきましては、先ほど申し上げましたように、7 地域のうち5 地域では応札者が複数ございましたし、1 者応札になりました東京も第1 期につきましては2 者、青森については第1 期も1 者ですが、競争入札の導入前は3 者応札がありましたし、途中で申し上げたように関心がないというわけじゃなかったという状況であると思っております。

それから、⑤のところ、先ほど申し上げましたように経費としては10.3%減少ということで、競争性を確保していくということでも、目的として、金額を削減するというよ

うなところは達成できているのではないかと考えております。

次のページから10ページにかけてですが、今後の事業についてということでございます。①から⑤に書いておりますように、繰り返しになりますが、7地域でやった中で5地域では複数応札が実現しているということ、それから他の地域においても応募していただける余地はあるのではないかとということで、広く競争性を確保する環境は整えられているのではないかと考えております。下段で「上述のとおり」と書いておりますが、これは、過去いろいろ阻害要因があったのを、御指導いただきながら第1期、第2期と解消してきたことが大きいと思いますが、大分そういうところが解消できたのではないかと。ここに、複数年契約にするということということで少し、個別のヒアリングとか個別の事案ごとにちょっと書き過ぎている部分もございますが、複数年だとなかなか自治体が単年度単位でやっているのちょっと難しいとか、そういう声もありましたが、全体としては、単年度であっても競争性を確保できるような仕様書等々の工夫はできてきているのではないかと考えております。そういうことから考えますと、第1期、第2期、御指導いただいたことも踏まえますと、当省としては、市場化テストは終了してもきちんとやっていけるのではないかと。当然、これまでどおり、コスト削減等々の工夫はしていきたいと思っているところでございます。

以上、駆け足ですが、説明です。

○尾花主査 ありがとうございます。

続きまして、同事業の評価（案）について総務省より説明をお願いします。なお、説明は5分程度をお願いします。

○事務局 それでは、事務局より、評価につきまして資料C-1に基づき御説明いたします。

資料のIでございます。事業の概要につきましては、先ほど厚生労働省から御説明がありましたので、改めての説明は割愛いたします。

IIの評価について以降を御説明いたします。

まず、結論から申し上げますと、次期契約については、市場化テストを終了することが妥当と考えております。

以下、その根拠について申し上げます。

まず、実施内容に関する評価につきましてですけれども、設定された質につきまして、いずれも目標を達成していると評価できます。また、民間事業者の改善提案につきまして

も、民間事業者のノウハウと創意工夫の発揮が業務の質の向上に貢献したものと評価できるものであります。

実施経費につきましてですけれども、対象となる事業全体で見て約10.3%の削減効果が認められており、以上のことから、公共サービスの質の維持向上、経費の削減の双方の実現が達成されたものと評価しております。

競争性につきましては、7つの労働局のうち5つの労働局で複数者の応札を達成できました。また、1者応札となった2つの労働局におきましても、事業の実施期間全般の状況を勘案すれば、競争性は確保されているものと総合的に判断できるものであります。

最後に、今後の方針につきましてですけれども、本事業は今期が市場化テスト事業の2期目でございます。先ほど述べました各基準を総合的に判断しまして、本事業は、「市場化テスト終了プロセス及び新プロセス運用に関する指針」Ⅱの1の(1)の市場化テストの終了基準を満たしているものと判断します。市場化テストの終了後についても、厚生労働省におきまして、本事業における各種改善は引き続き行われるものと考えております。

事務局からの説明は以上でございます。御審議よろしくお願いたします。

○尾花主査 ありがとうございます。

それでは、ただいま御説明いただきました事業の実施状況及び事業の評価(案)について、御質問、御意見のある委員は御発言を願います。

○川澤専門委員 川澤です。すみません、よろしいでしょうか。

○尾花主査 川澤委員、お願いします。

○川澤専門委員 御説明いただいた資料3の4ページ目の②のアンケートの実施状況で、まず、細かいのですけれども、長崎と鹿児島だけすごく回答率が低いのですが、これは何か理由があるのでしょうか。

○佐々木係長 そういった認識は局のほうでも事業実施者のほうでもありまして、改善に向けた改善策というのを協議会のほうでは議論しております。まだこの結果では50%台と40%台ということでいい結果ではなかったんですけれども、そういった認識は持っております。

○川澤専門委員 分かりました。

あと、3の業務の履行状況の部分で、4行目に「一部の業務については、求められる水準を下回った」と書いていただいている、後ろの各労働局別の実績を見ると大阪はかなり目標を下回っていると思うのですが、これは何か原因があるのでしょうか。

○佐々木係長 今回、大阪は新しい事業者になったことで恐らく不慣れな部分があったのだとは思いますが、実は、こちらの数字は平成30年度の実績なのですが、令和元年度は改善されている部分もありまして、企業としても努力をなさっている状況が見られますので、引き続き労働局と連携しながら事業を実施していけば良いと思っております。

○川澤専門委員 分かりました。

あと、最後に1点だけ、10ページの一番最後のまとめの部分で、御説明の中にも複数年度契約についてというところはあったのですけれども、確かに上から読んでいくと、ここだけ良好な結果が得られているのだけれども、ある意味、市場化テストの中の一条件である複数年度契約がなかなか難しく、市場化テストを継続し複数年契約を行うことが必ずしも改善していると言えないというところで、読みにくさを感じました。じゃあ、この複数年度契約というところは都道府県の契約も複数年度に改善するようなことが必要なのかとか、その契約は単年度でうまくいっているのかとか、いろんな疑問が生じてきてしまって、何かもうちょっとあっさり書いていただいたほうが読みやすいかなという気がしました。つまり、一番最後のパラグラフで、実施期間とか参加資格というところも踏まえ、サービスの質の向上、削減を図る努力というところに多分そういう複数年度契約の検討というのも含まれてくると思うので、もう少しあっさり書いていただいたほうがいいのかというのとは個人的な意見です。

以上です。

○篠崎参事官 ありがとうございます。確かに、先ほど最初説明で申しあげましたように、一事例とかそういう声があったというのを厚生労働省としての評価の部分に入れ込んでしまっていますので、我々としても、複数年契約自体を否定しているつもりはなかったということではございます。

○川澤専門委員 ありがとうございます。

○尾花主査 それでは、「若年者地域連携事業」の事業の評価（案）等に関する審議はこれまでとさせていただきます。

事務局から何か確認すべき事項はありますか。

○事務局 ございません。

○尾花主査 それでは、事務局におかれましては、本日の審議を踏まえ、事業を終了する方向で監理委員会に報告するようお願いいたします。

本日はどうもありがとうございました。

(厚生労働省①退室)

(厚生労働省②入室)

○尾花主査 続きまして、「労働保険加入促進業務」の実施状況及び事業の評価（案）について審議を行います。

最初に、実施状況について、厚生労働省労働基準局労働保険徴収課、森實課長より御説明をお願いしたいと思います。なお、説明は10分程度でお願いします。

○森實課長 厚生労働省労働基準局労働保険徴収課長の森實でございます。どうぞよろしくお願いたします。

早速でございますけれども、時間が限られておりますので、労働保険制度の概要、労働保険制度におけます労働保険加入促進業務の位置づけ、事業評価などについて、資料に沿って御説明させていただきます。

御報告の内容を御説明する前に、まず、労働保険適用・徴収について簡単に、制度がどういうものなのかということをお説明したいと思います。資料のD-2を御覧ください。

1ページですけれども、労働保険といいますのは、労災保険と雇用保険を総称したものでございまして、原則として労働者を1人以上雇用する全ての事業に適用される強制加入の公的保険になります。しかしながら、中小零細事業を中心に、労働保険の適用対象となる事業であるにもかかわらず保険加入が未手続となっている事業、これを私どもは未手続事業と呼んでおりますが、この未手続事業が全国に数多く存在しているという実態がございます。この状態では、労働保険制度の健全な運営、それから労働者の適正な保護を阻害するということ、また、保険料負担の公平性が担保されないということとなってしまいます。この点に関しまして、平成28年11月28日の行政改革推進会議におきましても未手続事業の解消について指摘がなされまして、令和2年度までに5年前の平成27年度と比較して未手続事業の2割削減という目標が示されたところでございまして、厚生労働省としましても重点課題としていただいております。このため、未手続事業を対象に加入促進活動を行っていくということが重要となるわけでございますけれども、この未手続事業、多くを占めます中小零細事業については非常に新陳代謝が激しく、対象の把握というものがなかなか難しいということもございまして、行政機関のみでは限界があるということで、こちらの加入促進を外部に委託することにより、未手続事業の把握、それから加入勧奨を効果的・効率的に実施して、未手続事業の解消を図るということをしていると、こちらが本事業の趣旨でございます。

なお、本事業につきましては、こちらのD-2の資料の3ページに書いてございますけれども、この市場化テストは現在3期目ということでございます。3期目の3年目の年となっております。

続きまして、資料4-1のほうで御説明させていただきます。資料4-1を御覧ください。平成30年度及び令和元年度におけます事業評価等について説明させていただきます。

まず、確保すべき質の達成状況・評価になります。2ページの表1を御覧ください。事前に設定しました目標の達成状況と厚生労働省の評価を記載してございます。確保すべき質のメルクマールとなります項目が4つございますけれども、いずれも受託事業者が設定しました目標を下回りまして、30年度、令和元年度ともに十分な結果が得られていないと。市場化テスト2期目と比較しても実績件数が低下しているという結果でございます。

その原因につきまして分析した結果、2ページの3のところ以降にございますけれども、3つ原因が考えられます。1つ目は、国土交通省の建設業に係る社会保険加入対策の影響。それから2つ目は、過去の実績に基づいて設定しました目標値が高過ぎたということ。それから3つ目としましては、本年3月に新型コロナウイルス感染症の感染防止を勘案しまして、推進員によります戸別の訪問を中止したということが挙げられます。目標件数が高過ぎたと、達成が困難と考えられるような高い水準に設定してしまっていたということにつきましては、来年度に向けまして、インセンティブ・ディスインセンティブの設定基準と併せまして再検討を行う必要があるものと考えてございます。

続きまして、実施経費の状況及び評価についてでございます。5ページの5から6ページの表4-1のところでございます。表4-1、委託費全体額を実績件数で割りまして、その単価を括弧内に記載しているものでございます。保険関係成立数という項目と雇用保険手続件数という項目につきましては、平成30年度、それから令和元年度ともに、平成25年度の市場化テスト以前よりも明らかに増加しておりますけれども、これは先ほど申し上げました実績件数の低下によるものでございまして、結果として単価が上昇してしまっているものでございます。なお、管理経費全体につきましては、平成25年度の市場化テスト以前よりも削減されているということを申し添えさせていただきます。

続きまして、競争性の確保について、7ページを御覧ください。

6の(1)は、1者応札解消のために、この市場化テスト3期目の入札において講じた対策でございますが、結果的には引き続き全国事務組合連合会1者の応札という結果となりました。入札説明会には何者か参加されていたのですが、応札しなかった方に対

して辞退理由を御確認しましたところ、2期目で聞いたときと同様ですが、利益が見込めない、それから全国に拠点が必要、要件を満たすものの全国配置が困難という趣旨でございました。

これらにつきまして、弁護士、公認会計士等の外部の有識者4名の先生から成ります評価委員会というのを厚生労働省で開催させていただいたところでございますけれども、この委員会の結論としていただいた3つの提言について御説明させていただきます。資料4-1の後ろのほうに参考資料としまして評価委員会の報告書、9ページほどのものですが、おつけしております。そちらの6ページになります。評価委員会の報告書の6ページのところの3で、今後に向けた検討というところで3つほど御指摘がございます。1点目、当該事業の特殊性としまして、この事業については、全国規模で行う必要がある点、それから公平性を確保する必要がある点ということで、非常に特殊な事業だということ。それから2点目として、調達要件を緩和すべきかといった点につきまして、過去に3回ほど調達時に調達要件を緩和しているわけでございますけれども、先ほど1のところ御指摘いただいておりますように、特殊な事業内容でありまして、そうした事業者が極めて限定されるために、調達要件を緩和しても1者応札を解消することは非常に困難なのではないかという点。それから、7ページでございますように、7行目辺りでございますけれども、本事業では指導員が重要な役割を十分に果たすとともに、質の高い指導員と推進員を確保することが重要であるということで、事業者の質が求められることになるということ。その数行飛びまして、費用対効果が上がるということを考えれば、要件を緩和することで事業自体が非効率になることは適当ではないのではないかと御指摘。それから3点目の調達単位としまして、対象地域を複数に分割して調達することにつきましては、分割単位によっては、この事業を実施できる事業者が存在しない地域が生じる可能性があるのではないかと御指摘。そうした場合には事業を実施できないということになってしまうのではないかと。それとあと、分割単位ごとに管理費が必要になって、かえって経費増大する可能性もあるのではないかと御指摘もいただいたところでございます。

こうした御指摘等も踏まえまして、今後の業務として私どものほうで考えております方向性について説明させていただきます。4-1の資料の10ページにお戻りください。

この市場化テスト3期目におけますこの事業の実績を見ますと、良好と評価することは困難でございます。また、費用削減、それから競争性の確保にも課題を残しておりますが、

以下の理由によりまして、本事業は、本事業自体は必要不可欠なものでございまして、行政のみで対応するということが非常に難しいと。なかなかマンパワーが限られている中で、この未手続事業をなくすというふうな取組を行政のみで行っていくのは非常に難しいというところもございまして、引き続き委託による外部の力を活用する必要があると考えております。この事業が非常に特殊な業務であるということは繰り返し御説明させていただいておりますけれども、労働保険に関しまして一定の知識を有する指導員や推進員を全国に配置することができるのは、労働保険に特化した活動を行っている者にどうしても限定されてしまっていると思われまます。

これまでの市場化テストを受けていた間、この受託している民間業者につきましては、業務に係る法令違反などもなく、また、厚生労働省内で設置しました外部評価委員会によるチェックを受けるという仕組みを導入していることを踏まえると、本業務につきましては、「市場化テスト終了プロセスの指針」Ⅱ. 1. (2) ①から④という要件でございまして、市場化テストの実施だけでは実施状況のさらなる改善が見込めない事業というものの要件を満たして、こちらに該当するのではないかと考えております。また、この事業は非常に公益性の高い事業でございまして、1者応札となった大きな要因としましては、そもそも利益が見込めない事業と判断されたということにあるといった、そういった市場の特殊性がございまして。そのため、この事業につきましては、これまでの市場化テストの実施により様々な入札改善策が十分に講じられているものの、今後、市場化テストを継続してもさらなる改善が困難な事業というものにも該当するものと考えてございまして。つきましては、今回におきまして、本事業の市場化テストを終了させていただければと考えてございまして。当然のことながら、市場化テストの終了後も、終了した場合であっても、引き続き適切に事業が実施され、引き続き適切な事業者が選定されるように、市場化テストで厳しくチェックされてきました事項を踏まえまして、引き続き外部の有識者によります評価委員会を厚生労働省におきまして設置しまして、質の向上と経費の削減、競争性確保に向けて努力していきたいと考えてございまして。

以上、少し長くなりましたけれども、説明を終わらせていただきます。御審議をお願いいたします。

○尾花主査 ありがとうございます。

続きまして、同事業の評価（案）について総務省より説明をお願いします。なお、説明は5分程度をお願いします。

○事務局 それでは、総務省より評価（案）について説明させていただきます。資料D-1、1ページ目を御覧ください。

本件は、市場化テスト3期目となります。選定の経緯についてですが、こちら、当時の社団法人全国労働保険事務組合連合会が継続受注していたことから、平成24年に選定されたものとなります。事業概要は、先ほど厚生労働省から説明があったとおりです。今3期目、1者応札の結果、受託者は同連合会が継続している状況です。

次に、評価についてですが、終了することが適当と考えます。

詳細について説明させていただきます。2ページ目を御覧ください。

初めに、確保されるべき質については、記載のように、一部課題が認められます。達成できなかった理由についてですが、厚生労働省の目標設定において、対象全体である未加入対象件数を9万件としていたところ、厚生労働省から説明がありましたとおり、建設業におきまして勧奨及び加入が進んで対象が減少していたため、9万件のうち1万件強ほどは既に対象外となっていたことが主な原因と考えます。インセンティブについても、達していないものの、こちらは、1次目標は達成しておるため、一部は評価できるものと考えております。なお、目標設定には課題が認められ、そもそも業務量、いわゆる全体件数なのですけれども、こちらが完全に把握できていないものについて、新規参入者にとって、社会情勢や企業努力では達成できない件数をもってインセンティブをつけることが収益性の改善による誘因効果があったのかについては、確認、検証が引き続き必要と考えております。また、民間事業者からの改善提案についてですが、記載のとおり、連絡会議を開催することで問題点やノウハウを共有し、効果的な臨戸訪問に活用するなどして工夫されているものと考えております。

次に、3ページにあります実施経費についてですが、記載のとおり、本業務については、導入前と比べ8.6%、年平均7,126万円減少しております。厚生労働省の実施状況報告の説明にございますように、1件当たりの経費を見ますと件数自体が減少していますことから単価増となっておりますが、全体金額の減少率、全体件数の減少率はほぼ同率であり、労働単価等の上昇を踏まえれば一定程度の効果があったものと考えております。こちらは、前述のとおり、対象件数の減少に伴って実施件数自体は減少するものですから、質の確保の点でも、申しましたとおり、目標設定自体に課題があることから留意が必要と考えております。

次に、4ページ目、競争性改善のための取組についてですが、記載にありますとおり、

複数年度化、総合評価落札方式の導入、入札グループの導入等、許容等、全般的に一通り取り組まれているものと考えます。

同4ページ、事業の特殊性、さらなる改善が困難な事情についてですが、本事業は、労働保険に関する専門的知識を有する者を全国に配置し、臨戸督促するという特徴がございます。市場化テスト1期目から事業のブロック化、いわゆる分割については、繰り返し当小委員会で指摘しているものの、本事業については、厚生労働省の説明にありましたように、分割により全国斉一の効果的・効率的な業務に支障が生ずる可能性がある点、分割単位によっては実施可能な事業者が存在しない可能性がある点、地域の分割単位ごとに本部組織管理費用が必要となり、全体として経費が増加する可能性がある点から、事業のブロック化については、同省設置の評価委員会において困難と結論づけられていることが考えられます。

最後、4ページから5ページにかけて評価のまとめ、今後の方針についてですが、本事業については、競争性の確保及び経費の削減において目標の設定に問題があったことから課題が認められ、良好な実施結果を得られたとする評価をすることは困難であるものの、先ほど評価のまとめで申しましたとおり、記載の厚生労働省が事業の特殊性から分割は困難とする以上、市場化テストの実施だけでは事業実施のさらなる改善は見込めないものと考えられます。以上のことから、本事業については、「市場化テスト終了プロセス及び新プロセス運用に関する指針」Ⅱの1の(2)の基準を満たしているものとして、現在実施中の事業をもって市場化テストを終了することとしたいと思います。

なお、監理委員会において、ブロック化については継続して意見が出ていることから、今後の発注に当たっては、社会情勢の変化などを踏まえた事業の在り方と併せ、この点についても十分配慮されたい旨、付記させていただきたいと思います。

以上となります。

○尾花主査 ありがとうございます。

それでは、ただいま御説明いただきました事業の実施状況及び事業の評価(案)について、御質問、御意見のある委員は御発言願います。浅羽委員、お願いします。

○浅羽副主査 浅羽でございます。御説明いただきましてどうもありがとうございます。

かなり難しい点がいろいろとある案件だなというふうにお聞きして判断をしているところでございます。そうした中で、今期のものに関してやはり一番問題になるのは目標の設定の部分だろうと思います。その点につきまして、今後のインセンティブ・ディスイン

センチブも含めて再検討が必要とおっしゃられていましたけれども、具体的にどのようなことを考えていらっしゃるのでしょうか。現時点で、お話を伺っていますと、なかなか目標をきちんと設定するのは困難な案件なのではないのかなというふうにも伺って思ったのですけれども、厚生労働省のほうではいかがお考えなのでしょうか、現時点でのお考えをお聞かせいただければ幸いです。

○森實課長 正直申し上げまして、設定の仕方、どういうふうな基準で設定すればいいかというところはなかなか難しいなと私どもも捉えておりますけれども、少なくとも今期における目標数というのは、非常に単純に過去のを平均して幾つというふうな単純な計算をして設定しておりました。単純に今まで延びてきたものをそのまま延長させてというふうなものではなくて、様々な社会的な現象、今回ですとコロナの影響とか将来的にどうなるかということもございまして。そうしたことも踏まえながら少し考えてまいりたいと考えております。

○浅羽副主査 よろしいですか。

○尾花主査 お願いします。

○浅羽副主査 追加での質問なのですけれども、おっしゃられるとおり、今の状況からして非常に先を読むのは大変なことだと私も思います。そうした中で、今おっしゃられたことを具体的にどういうふうにして考えていこう、組織とか、あるいは先ほど有識者の方かというような話もありましたけれども、どのような体制でその目標等を検討していくというふうにお考えでいらっしゃいますか。

○森實課長 体制といいますのは、基本的には私ども担当部署でまず考えていくということかと思えます。評価委員会の先生方にもそういったものをお示ししながら御意見をいただいてという形になろうかと思えます。いろいろ数字を見ながら考えていくということではあるかと思えますけれども、この制度の趣旨ですね、未手続事業場というのがあることで、今回のコロナの影響で雇用調整助成金など話題になっておりますけれども、もともと未手続だった事業場が今は多く役所に手続に訪れているというような実態もございまして、そういった状況なども踏まえながら、それがどのぐらい出てきたのかといったことある程度数字なども出てくると思えますので、そういったものも見ながら考えてまいりたいと思えます。

○尾花主査 辻委員、お願いします。

○辻専門委員 辻でございます。お伺いたします。

資料の4-1でございます。4-1の8ページ目のイ、調達単位のブロック化の項目の中に、①でございますが、「ノウハウの共有化がブロック単位にとどまることにより、全国斉一の効果的・効率的な業務の遂行に支障が生ずること」とございます。このノウハウという部分でございますけれども、これは次の②にある労働保険制度の知識、こういう専門知識もノウハウの一つだとは思いますが、通常の弁護士とか社会保険労務士の先生が知っているような、専門知識とは異なるような、実際にこの業務を受託して初めて得られるようなノウハウがあるかのような書きぶりなのですけれども、例えばなんです、そういうノウハウとしてどのようなものが具体的にあるのでしょうか。もし差し支えがなければ教えていただければと思います。

○土屋中央労働保険適用指導官 よろしいでしょうか。厚生労働省徴収課の土屋と申します。どうぞよろしく願いいたします。

ノウハウにつきましては、辻先生がおっしゃいましたとおり、社労士等々の専門的知識まで求められることも中にはあります。そのほかにも、お客様、臨戸訪問するに当たる対象者ですね、その対象者がおおむね未加入の社長、事業主になるのですが、その事業主につきましてもいろいろな方がいらっしゃいます。行政に対して最初から嫌悪しているような方、または、労働保険に加入しなくてはいけないという認識がありつつも、その手続きが分からない、端緒、きっかけがなかったというような事業主、いろいろいらっしゃいます。行政に対して嫌悪感を持っていらっしゃる方、労働保険料なんて納めたくないというような事業主も中にはいらっしゃるのですけれども、そのような方々に対しましても懇切丁寧に説明していかなくてはいけないというようなコミュニケーション能力等々も求められるというところがあります。そこで、コミュニケーション能力と専門的知識を併せ持った方々、社労士資格とはうたってはいないのですけれども、そのような人的資源というのでしょうか、そのような方々がいらっしゃれば非常に助かりますというようなことになっております。

以上でよろしいでしょうか。

○辻専門委員 今、大体分かったところでございます。ありがとうございます。ただ、このコミュニケーション能力が必要であるということは分かったのですけれども、その現場で得られたノウハウをマニュアル等に吸い上げて、全国斉一にそのマニュアルを基に業務を行うという業務形態はほかでも、例えば債権の回収とかそういうものでもあるかとは思いますが、そういうマニュアル化した上で全国斉一にするという、そういうことは結構

難しいところなのでしょうか。

○土屋中央労働保険適用指導官 債権の回収でありますと、その回収に特化したという形になるかと考えているだけなのですけれども、証拠はないのですが、この推進員の業務内容になりますと、まず、労働保険の制度、制度といいますが労働保険と雇用保険と分かれていますので、その両保険の中身、給付内容ですとかそのような制度の内容を説明するとともに、また、保険料が幾らになりますとか、それから、保険料を納めないとかどのような罰則があるかですとか、いろいろな説明を求められてしまいます。そうしますと、加入勧奨する、「労働保険に入ってくださいね」というお願いをするだけではなくて、説明することの内容が多岐にわたります。このように、多岐にわたりますので、それらを共有できるようにしていかなければならないというところで、今、受託業者は各種会議・研修等で広く共有しているところであります。

以上になります。

○辻専門委員 分かりました。ありがとうございます。

○中川副主査 中川からよろしいでしょうか。

○尾花主査 中川委員、お願いします。

○中川副主査 競争性のところで大きな課題があるということなのですけれども、毎回、説明会参加者数というのは5者ないしは6者、非常に多くの会社に参加していただいている中で、やはり1者応札が続いてしまっていると。自己チェックシート、D-4を見ますと、やはり全国で8億規模にわたる金額の大きさ、それに関わるリスク、いろんな人材の確保というところが非常にネックになっていて、全国一括の受注は困難というふうなコメントがあったかと思います。先ほどお話の中で、資料の4ページでブロック化の難しい点3点、理由のほうを挙げていただいているのですけれども、今後、仮に終了プロセスに入ったとしても、今後はやはりブロック化が困難で、結果としてはやはり現在の受注業者である全国労働保険事務組合連合会の方のノウハウに頼り続けていくというふうな結論になってしまうざるを得ないのでしょうか。

○森實課長 ありがとうございます。もちろん私どもとしましても、こうした形で競争入札という形でやっておりますので、ほかにもこれに見合ったことを行えるところがあれば、必ずしもこの団体でなければならないと考えているわけではございませんけれども、ただ、全国統一的に、斉一的にやっていただきたいというところはどうしてもございます。と申しますのは、説明の中でも申し上げましたとおり、ブロック化というようなところで考え

ますと、都市圏はまず何らかの形であるかもしれないのですけれども、どうしても地方のほうでは、なかなかそれをしっかりやれる能力のあるところが手を挙げてくるかどうか、そういったところ、手を挙げてこなかった場合の扱いという、空白地域をつくってしまう、そうした場合にまた再度入札してということでの行政コストもそれに伴いかかるといったことなども考えますと、全国斉一的に同じ質でやっていただけるというところをお願いするというのが、私どもとしては非常に行政運営的に適切ではないかと考えてございます。

○中川副主査 ありがとうございます。ブロック化の程度にもよるのですけれども、例えば県単位とか地方単位だとかなり細かくなってしまうかと思うのですが、例えば全国を2つないしは3つでのブロック化をすとか、そういった御検討というのはいかがでしょうか。

○森實課長 そちらにつきましても、逆に2つとなると同じところが2つ手を挙げてくるだけというふうになる可能性も高いのかなとも思われますので、逆に効率的ではないかなという点もございます。ブロック化という一つのやり方としてはあるとは思いますが、全体的な行政コスト、それから効率性というところと質の確保というところで考えますと、統一的にできるところにお任せする、お願いするということのほうがよりベターなのではないかと考えてございます。

○中川副主査 なるほど。分かりました。多分、ヒアリング結果を見るとやっぱりそこが一番大きなネックかなと思うので、何か前向きに検討できるといいなというふうに、東日本・西日本というような形でもできるといいかなと思ひましてちょっと発言申し上げました。ありがとうございます。

○尾花主査 生島委員、お願いします。

○生島専門委員 御説明ありがとうございます。ちょっと教えていただきたいのですが、私もほかの委員の先生方と重なるのですけれども、分割の部分に関してです。確かに特殊性のある事業ということで御説明いただいたのですけれども、同じ厚生労働省の管轄かとは思いますが、例えば比較的類似性がある業務として国民年金の勧奨という業務があるかと思うのですが、こちらは全国を幾つかの地区に、たしかブロックに分割して発注をされていたかと思ひます。そちらも別に単に行って「払ってください」と言うだけではなくて、戸別訪問の際には、滞納者に対して国民年金制度の意義・役割、それから保険料納付義務及び年金受給業務の重要性について懇切丁寧に説明することですとか、仕組みをちゃんと分かって説明をしなくてはいけないということで研修などもやっていらっしゃる。確

かに、もしかしたら国民年金よりも非常に特殊性の高い業務かもしれないのですけれども、そうした国の非常に重要な特殊な業務であっても、やはり民間でちゃんと理解をして説明ができるように仕組みを整えていくのもすごく大事なことではあると思いますし、国民年金の事例というのは何か参考にならないのかなと思ひまして、発言いたしました。こちら、御検討いただいたことがあるのか。例えば担当の方と情報交換をされるとか、どうしたらそれができるとか、そういったことをなさっていかれるおつもりはございますか。もしくは過去になさっておられましたでしょうか。

以上でございます。

○森實課長 具体的に国年でのやり方ということの詳細にこちらのほうで把握しているわけではございませんので、先生がおっしゃるよう参考になる部分はあると思います。けれども、国民年金との違いといいますと、個々の事業者で労働者を雇っているかどうか分からないというような個別の非常に零細なところに対して訪問していくということで、ある程度各地方において地方における企業の状況というようなものも把握している上で行っていただきたいということも前提としておりまして、そうした意味では、全国のそういった活動をやっている、ノウハウを既に蓄積しているということをお願いするということですが、より私どもの労働保険の世界においては効率的に事業をやっているのではないかなというふうには考えております。

○生島専門委員 なるほど。そうですね。そうかもしれないですけど、競争性の改善というところにおきましてはやはりちょっと御検討いただいたほうがいいのかと思ひまして、国民年金のほうでも、どこに誰がいるのか、さらに事業者ではなくて個人なので、なかなか把握が大変な部分というのは同じようにあるのかなと思うのですが、その辺り、一度御検討いただけたらいいかなと思ひました。よろしくお願ひいたします。

○尾花主査 では、私から何点か。

総じて、他の委員の意見は、国民年金等の全国的な督励納付は、年金機構のほうで市場の分割方法を非常に動的に把握し、あとはノウハウの共有についても機構のほうでグリップを利かせて皆様にお知らせする等の方法でうまくいっているのだけれど、どうしてこちらでは、市場の分割についても柔軟に考えたり、厚生労働省のほうでノウハウの共有のところ一定程度関与しながら分割する方向に向かえない理由は何なんだろうかというところを聞きたいのだと思うのですが、総論としてどのようにお考えですか。

○森實課長 そうですね、そういったノウハウをちゃんとグリップするということも含め

てお願いしたいというふうには考えております。といいますのは、これ、委託するという
ことで、私どもの職員でできること、組織でできることというのなかなか厳しくなっ
ておまして、ある程度やれることはやっていただきたいと。それをフォローするためにか
なりこちらの行政のほうの仕事として負担が増えるというのは、委託事業としてはやや本
末転倒なのではないかなというところはございます。年金のほうは非常に組織的にも大き
いですし、それだけのマンパワーとかもあってのことなのかなと、今ちょっと伺ってい
ておりました。

○尾花主査 といいますと、そのチェックポイント等で官が行う業務、民が行う業務と
いうところの、官が行う業務としては、共有作業というのは厚生労働省としてはなかなか
難しいということですね。

○森實課長 その共有作業ということ自体、もちろん、こういう制度を持っているのは国
の制度でございますので、それをきっちりしていただくということは当然のことなので、
我々もちゃんと監視して、やっていただくべきことをやっていただくというところは、
当然そういう意味でのグリップというのは責任がありますけれども、それを一つ一つがば
らばらのところがちゃんとやっていけるようにというお膳立てをどこまで我々がやるべき
なのかどうかというところは、いろいろ考え方はあるかなと思います。

○尾花主査 御説明を伺っていて、厚生労働省としてほかの事業者はこの業務をやっ
ていただくことに対する不安感をすごく感じてしましまして、先ほどから森實課長は、蓄積し
ているところをお願いするのがいいのであるとか、2つ市場を分割したとしても、その2
つについて1者しか応募してこないとか、あたかも現在の落札業者しかこの市場の中には
いないのですという前提の御説明のように聞こえてしまうので御質問をさせていただい
ているのですが、この辺り、市場というのはどんどんどんどん変わっていきますので、変わ
っていく市場を前提に柔軟に分割ということを考えていただき、かつ、官が行ったほうが
効率がいい業務もお考えいただくことが必要なのではないかなというのを感じております。

事業が目標を達成してない段階で終了に行くというのが、先ほど事務局から聞いたら今
回が初めてだということなので、皆様いろいろ質問が多いのかと思います。1点、第2期
ではうまくいっていたけれど、第3期でうまくいかなかったのは、国土交通省の施策に基
づく市場の大きな変化があると。その変化があるのを一要因として、さらに厚生労働省の
ほうで目標の設定を間違えましたというところが原因で3期はうまくいっていませんと。
ただ、2期については目標の設定がうまくいったので事業はうまくいっており、そういっ

た意味では実施要項（案）については改善すべき点はないですという結論と伺っていいですか。

○森實課長 目標設定自体がよくなかったなということは先ほど冒頭に御説明させていただいたとおりでございます、それはそのとおりでございます。実施要項等につきまして、事業の内容等々も、必要な事業であるということは私どもも強く、今説明させていただいたとおり、必須の事業であると考えております。中のやり方がこれでいいのか、これで100%で、全然変える必要ないのかということについては、当然やり方については改善していく事業の内容、目的自体は決まっておりますけれども、その手法的なものについてはまだ改善の余地もあるかと思っておりますので、それはこれから、いずれにしても競争入札という形をとっていきますので、今の受託者からのヒアリングですとか、応札してくるところがいろいろ工夫して提案してくるというものを見ながら、改善していきたいと思っております。

○尾花主査 ありがとうございます。先ほどは、現状の実施要項が完璧ですねと確認を求めたわけではなく、現状の実施要項は、市場化テスト上できる得る限りのことはやっていて、目標設定がよければそんな悪いものではないという評価ですかという意味だったので、そういう御趣旨ですよね。

○森實課長 はい。

○尾花主査 はい、分かりました。

あと、やはり市場の見方が固定的だなと思うのは、例えば11ページのところで、「1者応札となった大きな要因は利益が見込めない事業と判断されたことにあるといった市場の特殊性がある」と言っていますけど、利益が出る見込みがないためと言ったのは、V社、G社とW社、3者だけであって、今後、市場自体は大きく変わるし、マーケットのプレーヤーもどんどん増えていきますので、必ずしも利益が出る見込みがない事業だと断定してしまわないようお願いしたいと思います。前回の監理委員会では、一般社団法人がやっていた事業を民間事業者が取って代わって落札したという案件もありまして、必ずしも一般社団法人という利益を見込まなくていいところのやっていた事業も、やり方によっては民間事業者でもうまくやれますというようなのもあって、それをやることこそ競争入札をやる意義ですので、あまり市場を固定的に見ないで、まだ社会情勢も変わっていきますので、工夫をしていただきたいなと思っております。

それでは、「労働保険加入促進事業」の事業評価（案）等に関する審議はこれまでとさせていただきます。

事務局から何か確認すべき事項はありますか。

○事務局 ございません。

○尾花主査 それでは、事務局におかれましては、本日の審議を踏まえ、事業を終了する方向で監理委員会に報告するようにお願いします。

本日はありがとうございました。

(厚生労働省②退室)

— 了 —